

水球競技 公認審判員資格規程

第1条(目的)

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下、「本連盟」という)公認競技役員規程第2条の2「公認審判員」規程に基づき、水球競技公認審判員(以下、「公認審判員」という)に関する基準を定め、判定が公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得させ、ひいては水球競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

第2条(公認審判員の種別)

公認審判員の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 国内水球競技公認審判員
 - イ) 4級公認審判員(以下、「4級審判員」という)
 - ロ) 3級公認審判員(以下、「3級審判員」という)
 - ハ) 2級公認審判員(以下、「2級審判員」という)
 - ニ) 1級公認審判員(以下、「1級審判員」という)
 - ホ) 上級公認審判員(以下、「上級審判員」という)
- 2 国際水球競技公認審判員
 - イ) World Aquatics 公認審判員(以下、「World Aquatics 審判員」という)
 - ロ) 国際公認審判員(以下、「国際審判員」という)

第3条(公認審判員でなければ審判ができない競技会)

公認審判員でなければ審判ができない競技会は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 本連盟の主催または主管する大会
- 2 加盟団体の主催または主管する大会

第4条(資格審査)

公認審判員の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 公認審判員の資格審査は、審判員として必要な、水球競技に関する専門的知識および審判技術について行う。
- 2 公認審判員の資格審査は、本連盟水球委員会内に設置される水球競技公認審判員審査委員会(以下、「審査会」という)が行う。
- 3 審査会の審査結果は、本連盟資格審査委員会(以下、「資格審査委員会」という)に提出され、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。
- 4 前項に関わらず、4級審判員については、審査会の資格審査により適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

第5条(資格)

公認審判員の資格は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 4級審判員の資格は次の各号の全てに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
 - イ) 満18歳以上の者
 - ロ) 本連盟の競技役員登録者
 - ハ) 本連盟の主催または公認の審判講習会の受講者
- 2 3級審判員の資格は、第8条2項の審議を経て前項各号の全てに該当した者に与える。
- 3 2級審判員の資格は、第8条3項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間3試合以上担当しなければならない。

- 4 1級審判員の資格は、第8条4項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間3試合以上担当しなければならない。
- 5 上級審判員の資格は、第8条5項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間3試合以上担当しなければならない。

第6条(登録)

公認審判員の登録は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 公認審判員は、加盟団体を経て本連盟に公認審判員として登録することができる。
- 2 公認審判員登録者には、公認審判員資格証を交付する。
- 3 登録料は別に定める。
- 4 登録の有効期限は4年間とする。

第7条(更新)

登録の更新は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 公認審判員の登録は、4年経過するごとに登録の更新をしなければならない。
- 2 登録の更新を審査会の認める特別の理由(以下特別の理由という)なく2ヶ月以上行わなかった場合、その資格は消滅する。
- 3 特別の理由により、登録の更新ができなかった場合、申請により審査会は審査の結果、従前の資格または、その下の資格を認定することがある。

第8条(資格審査の方法および昇格と降格)

資格審査の方法および昇格と降格は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 4級審判員の資格は、第5条1項により申請し、受理された者に与えられる。
- 2 4級審判員から3級審判員への昇格は、審査試合5試合を消化し、審査会が十分な審査を行い、適格と認められる者を水球委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

なお、日本代表または日本代表候補として招集された経験のある者が、公認審判員として登録を行おうとする場合で、水球委員会が適格と認めた者は、3級審判員資格を認めることができる。なお、日本代表または日本代表候補としての招集が確認できない場合、当該者は招集経験があることを示す公文書を各ブロック審判責任者に提出しなければならない。

- 3 3級審判員から2級審判員への昇格は、審査試合15試合(うち10試合以上の「優」評価が必要)を消化した者で、審査会が昇格対象者と認めた者について、さらに審査委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ(別個の審査員による審査試合の累積によるもよし、3名の審査員による1試合でもよい)、3名全員の審査員が適格と認め、審査会と水球委員会の承認を得た者について、資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の審議を経て、本連盟が昇格を認める。

日本代表または日本代表候補経験者として登録された3級審判員は、登録年度内に於いて、自己申告により審査委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ(別個の審査員による審査試合の累積によるもよし、3名の審査員による1試合でもよい)、3名全員の審査員が適格と認め審査会と水球委員会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が同一年度での昇格を認める。

- 4 2級審判員から1級審判員への昇格は、審査試合15試合(うち10試合以上の「優」評価が必要)を消化した者を審査会で十分な審議を行い、審査会が昇格対象者と認めた者についてのみ、審査員3名の審査を受ける対象試合または競技会を消化させ、3名全員が適格と認め審査会と水球委員会の承認を得た者を資格審査委員会

に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

- 5 1級審判員から上級審判員への昇格は、4年以上1級審判員を継続して務め、競技会全体を統括できる能力を有する者を、審査会と水球委員会が適格と認め承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

なお、原則として特別の理由なく年度の審判講習会を受講しなかった場合、1年度に審査試合を3試合担当しなかった場合、あるいは審査試合で2回の不可または5回の可の場合、水球委員会の審議を経て、降格とする場合がある。(対象は2級審判員、1級審判員、上級審判員とする)

上記、降格の対象外となる特別な理由に該当するものには以下がある。

イ) 出産・育児の場合

出産前後を含め、最長2年間。加盟団体の審判担当者に申請すること。

ロ) 審判審査員を務めた場合

審査試合を審判員および審判審査員として、3試合以上担当していること。

- 6 国際審判員は、水球委員会より推薦された2級以上の公認審判員が World Aquatics が主催する国際審判員資格講習会を受講し、合格した者とする。
- 7 World Aquatics 審判員は、年ごとに World Aquatics から(公財)日本水泳連盟に与えられた人数を、World Aquatics 国際公認審判員資格取得者の中から水球委員会が本連盟に推薦し、本連盟の審査を経て World Aquatics に登録された者とする。
- 8 対象試合を審査する委員は、審査会において人選し、指名する。
- 9 審査期間は、その年の4月1日から、翌年3月31日までとする。
- 10 資格審査の申請手数料は別に定める。

第9条(審査会の構成)

審査会の構成については、別に定める。

第10条(審査会の職務)

審査会の職務については、別に定める。

第11条(署名および講習会と研修受講の義務)

公認審判員は、下記の義務を負う。

- 1 担当した試合の競技記録に署名しなければならない。
- 2 水球競技の専門知識および審判技術向上のため、本連盟の主催または公認の審判講習会および研修会に参加しなければならない。
- 3 中央講師派遣によるブロック講習会を年1回受講しなければならない。

第12条(審判着)

公認審判員は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会の審判を行う場合、白シャツ、黒または濃紺スラックス、白靴を着用しなければならない。ただし、競技会で統一された服装がある場合はそれに従う。

第13条(資格の取消し)

公認審判員が次の各号に該当するときは、審査会の審議にもとづき水球委員会が承認した者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の審議を経て、その資格を解かれる。

- 1 公認審判員から辞意があったとき。
- 2 特別の事情によるとき。

- 3 満 65 歳に達したとき。
- 4 講習会を受講しないとき。

第 14 条(昇格の判定)

昇格の判定は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 各人の昇格に対する審査会委員の審査は年 1 回とする。
- 2 昇格の審査を受ける対象試合の実施期間は、審査期間のその年の 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 15 条(公認審判員資格証携行の義務)

公認審判員が、競技会の審判になったとき、または審判講習会を受講するときは、公認審判員資格証及び競技役員証を携行しなければならない。

第 16 条(細 則)

本規則施行のため、水球競技公認審判員規程施行細則を定める。

第 17 条(改 廃)

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規定は、1985 年(昭和 60 年)4 月 1 日から施行する。
 - 2 本規定は、1999(平成 11)年 4 月 1 日より一部改定施行する。
 - 3 本規定は、2001(平成 13)年 4 月 1 日に遡及し一部改定施行する。
 - 4 本規定は、2005(平成 17)年 4 月 1 日より一部改定施行する。
 - 5 本規定は、2006(平成 18)年 4 月 1 日より一部改定施行する。
 - 6 本規定は、2019(平成 31)年 4 月 1 日より一部改定施行する。
 - 7 本規程は、2023(令和 5)年 4 月 1 日より一部改訂施行する。
 - 8 本規程は、2024(令和 6)年 6 月 8 日より一部改定施行する。
 - 9 本規程は、2025(令和 7)年 6 月 14 日より一部改定施行する。